

集団資源回収の手引き

はじめに

家庭からごみとして出される紙類（新聞紙・雑誌・ダンボールなど）・布類・カン類・ビン類は、リサイクルできる大切な資源です。これらをごみとして捨ててしまうのではなく分別をおこない、町会、PTA、育成会などが中心となり資源を回収し回収業者に引き渡すことが、集団資源回収と言われるリサイクル方法です。

富士見市では、平成2年度から富士見市集団資源回収実施団体奨励金交付要綱を定め奨励金の交付を行っております。すでに実施されている団体の皆様はもちろん、これから取り組みを検討されている団体の皆様の積極的な取り組みをお願いします。

目次

1. 集団資源回収の目的	2
2. 集団資源回収のはじめかた（新規の団体）	2
3. 集団資源回収の全体の流れについて	3
4. 集団資源回収奨励金に関する報告書等の提出について	6
5. 団体の登録内容に変更があった場合	6
6. Q&A	7
Q1. 最初に何をしたらいいの？回収頻度は？	7
Q2. 回収日、回収場所を決めるポイントは？	7
Q3. どういった回収業者を選べばいいの？	7
Q4. 地域の集積所に出ている資源物（紙類、布類、ビン、カン）を集団資源回収として収集していいですか？	7
Q5. 市外から持ち込んでもいいですか？また、家庭以外から出される資源をもらって集めてもいいですか？	7
Q6. 回収業者に戸別回収を依頼し集団資源回収としてよいですか？	8
Q7. 「オフィスや商店等から資源回収してはいけない」というのはなぜですか？	8
7. 資源の出し方	9

1. 集団資源回収の目的

集団資源回収は、資源の再利用、ゴミの減量を図ることを目的としています。同時に、集団で組織的に行う資源回収を通じて、地域コミュニティの醸成を図り、地域の協働の力で環境にやさしい街づくりの推進を目指し実施しています。

2. 集団資源回収のはじめかた（新規の団体）

新規に集団資源回収を始めたい団体は、資源の回収を始める前に、市への団体登録手続きが必要になります。下記の手続きの流れをご確認ください。

①団体で集団資源回収の登録・実施について話し合ってください。

- ・資源回収奨励金の交付対象は、富士見市内に住所を有する者で組織される営利を目的としない団体（町会、自治会、PTA、子ども会等）です。合意形成を図ってください。

②市役所の環境課に「集団資源回収実施団体登録（変更）申請書」を提出してください。

- ・記入例を参考に申請書を提出してください。申請書は市ホームページでダウンロードすることもできます。

様式第1号(第3条関係)

集団資源回収実施団体登録(変更)申請書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

団体名
代表者住所
代表者氏名
電 話

団体名・代表者名等について
肩書・役職名は必ず記入してください。
例) 会長 町会長 代表 代表者・・・

下記のとおり登録(変更)したいので、富士見市集団資源回収実施団体奨励金交付要綱第3条第1項の規定により申請します。

記

新規の団体は全て記入してください。
変更の場合は、変更箇所のみ記入してください。

1 団 体 名			
2 代 表 者 名			
3 団体の主たる活動内容			
4 実 施 地 域			
5 構成人員及び世帯数	人	世帯	
6 回 収 品 目	<input type="checkbox"/> 紙類	<input type="checkbox"/> 布類	<input type="checkbox"/> アルミ缶・スチール缶 <input type="checkbox"/> リターナルビン
7 年 間 実 施 計 画	<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 隔月(年 回) <input type="checkbox"/> その他()		
8 奨 励 金 振 込 先	銀行 信用金庫 農協 支店		
	口座番号	普通・当座 第 号	
	フリガナ		
	名 義 人		

3. 集団資源回収の全体の流れについて

奨励金の振込みまでの一連の流れは下記のとおりとなります。

①回収業者の選定

- ・市で登録された回収業者から選定してください。
- ・業者により、取り扱える回収品目が異なりますので、市ホームページの「集団資源回収登録事業者一覧表」からご確認ください。

②資源回収の実施

- ・資源回収の日程を決め、地域みなさんに集団資源回収の開始、回収の日時場所等をお知らせします。
- ・資源回収業者からもらった書類は申請まで大切に保管してください。

【対象となる資源物と奨励金額】

対象物	奨励金額
紙類（古新聞、チラシ、包装紙、ダンボール、古本、古雑誌、飲料用紙パック、雑がみ）	1 kgにつき7円
布類（毛布、シーツ・タオル、衣類）	
金属類（アルミ缶・スチール缶）	
リターナルビン（酒・醤油等の一升ビン、ビール、コーラ等のビン）	1本につき7円

③市役所に奨励金の申請に係る書類を提出

- ・奨励金の申請は、実施時期別に期限が下記のとおり決められています。期限を過ぎてしまうと奨励金交付ができなくなりますのでご注意ください。

	集団資源回収実施時期	申請書提出期限
第1期分	4月から6月までに実施したもの	7月5日
第2期分	7月から9月までに実施したもの	10月5日
第3期分	10月から12月までに実施したもの	1月5日
第4期分	1月から3月までに実施したもの	3月31日

※期限が市の休日（土・日・祝・12月29日～1月3日）に当たる場合は、その日より前の最も近い市役所の開庁日となります。

【申請時にお持ちいただく書類】

- ・集団資源回収実施団体活動報告書兼奨励金交付申請書
- ・集団資源回収実施団体奨励金交付請求書
- ・振込先の通帳（団体名義のもの）
- ・回収事業者から渡された計量票の原本

※提出された書類・計量書等は返却できませんので、必要な場合は、事前にコピーをおとりください。

交付申請書の記入例

日付は記入しないでください。
窓口で記入してもらいます。
郵送等による提出については、環境課が受領した際に記入させていただきます。

登録団体名、代表者住所、代表者氏名、電話番号を記入してください。

提出期限内の実施日を記入してください。

回収量、1 kg（本）あたり7円をかけて金額を記入してください。

回収業者の計量票等をもとに回収量を記入してください。申請時には計量票も添付してください。

※1 kg未満切り捨て
※計量票等とは、個別の搬入日時、搬入者、廃棄物の種類、車両番号等が表記されたものを言う。

様式第3号(第5条関係) 記入例

集団資源回収実施団体活動報告書兼奨励金交付申請書

(宛先) 富士見市長 年 月 日

登録団体名 **○●の会**
代表者住所 〒354-8511 富士見市大字鶴岡1800-1
代表者氏名 富士見 太郎
電 話 049-251-2711

下記のとおり集団資源回収事業を実施したので、富士見市集団資源回収実施団体奨励金交付要綱第8条の規定により報告し、奨励金の交付を申請します。

記

1 実施年月日 令和〇年〇〇月〇〇日から
令和〇年〇〇月〇〇日まで

2 回収品目(未枠内のみ記入)

紙類	古新聞	〇〇kg	円
	古雑誌	〇〇kg	
	ダンボール	〇〇kg	
	飲料用紙パック	〇kg	
	雑がみ	〇〇kg	
布類		〇kg	円
	アルミ缶	〇〇kg	円
	スチール缶	〇〇kg	円
	リタマールビン	〇本	円
合 計		〇〇kg	円
		〇本	円

※ 上記内容を証明できる書類(計量書等)を添付してください。
※ 「雑がみ」：上記いずれの区分に入らないその他の紙(投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、ボール紙、シュレッダー紙など)が該当しますが、石鹸・線香の箱など匂いのついた紙や汚れている紙、抽取り紙、油紙、写真、点字用紙などは該当しません。
※ 連絡先 氏名 富士見 太郎 電話 049-251-2711

交付請求書の記入例

日付は記入しないでください。
窓口で記入してもらいます。

団体名、代表者住所、代表者氏名（ふりがな）を記入してください。
※代表者名の前に必ず「代表」と記入してください。

交付決定日は記入しないでください。

請求金額は記入しないでください。

- ① 通帳を確認して記入してください。
- ② 該当する項目は○で囲んでください。
- ③ 口座番号が7桁に満たない場合は、0を記入してください。
- ④ 名義人とそのフリガナは、通帳の記載通りに記入してください。

様式第5号(第7条関係) 記入例

集団資源回収実施団体奨励金交付請求書

(宛先) 富士見市長 年 月 日

団体名 **○●の会**
代表者住所 〒354-8511 富士見市大字鶴岡1800-1
フリガナ フジミ タロウ
代表者氏名 代表 富士見 太郎 印

年 月 日付けで交付決定を受けた集団資源回収実施団体奨励金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求金額 円

2 奨励金の振込先

金融機関名	埼玉りそな	銀行	支店
		金庫	
		農協	
預金種類	普通預金	・	当座預金
口座番号	1234567		
フリガナ	マルマルのライ		
口座名義	○●の会		

備考 通帳の写しを添付してください。

④奨励金を指定の口座に振込みます。

- ・ 交付決定通知を各団体の代表者宛てに送付します。
- ・ 振込予定の目安は、下記の日程を予定しています。

※あくまで予定日のため、日程がずれる場合もございますのでご了承ください。

	集団資源回収実施時期	振込予定の目安
第1期分	4月から6月までに実施したもの	8月5日
第2期分	7月から9月までに実施したもの	11月5日
第3期分	10月から12月までに実施したもの	2月5日
第4期分	1月から3月までに実施したもの	5月5日

※振込予定日が市の休日（土・日・祝・12月29日～1月3日）に当たる場合は、その日より前の最も近い市役所の開庁日となります。

【注意事項】

- ・ 口座情報が変わると、振込ができません。名義人の変更や解約手続きは、振込が完了したことを確認してから行ってください。もし、早急に口座情報の変更等が必要な場合は、環境課にご相談ください。



4. 集団資源回収奨励金に関する報告書等の提出について

集団資源回収実施団体に対して支払う奨励金については、「市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源を集団で自ら回収する団体（要綱第1条）」に対して支払われるものです。「オフィスや商店等の事業者からの回収」や「収集業」としての回収は集団資源回収の奨励金交付対象にはなりません。

各団体の活動内容を把握するため、毎年、前年度の活動報告書及び会計報告書（様式は任意、貴団体の総会資料等）の提出をお願いしています。

提出の期限は、第1期の集団資源回収の奨励金の交付申請と一緒に提出していただきます。活動実績がない場合、すでに提出した団体については、提出は不要です。

5. 団体の登録内容に変更があった場合

年度替わりに伴い、代表者や口座名義の変更等があった場合には、「集団資源回収実施団体登録(変更)申請書」を提出してください。

日付は記入しないでください。
窓口で記入してもらいます。
郵送等による提出については、環境課が受領した際に記入させていただきます。

団体名、代表者住所、代表者氏名、電話番号を記入してください。

変更箇所のみ記入してください。
口座名義等、振込先が変更になる場合は、通帳のコピーをお持ちください。

様式第1号(第3条関係)

集団資源回収実施団体登録(変更)申請書 (記入例)

年 月 日

(宛先) 富士見市長

団体名 **北中学校PTA**

代表者住所 〒354-0001 **富士見市鶴馬1800番地1**

代表者氏名 **富士見水部**

電 話 049-251-2711

下記のとおり登録(変更)したいので、富士見市集団資源回収実施団体奨励金交付要綱第3条第1項の規定により申請します。

記

1	団 体 名	
2	代 表 者 名	
3	団体の主たる活動内容	
4	実 施 地 域	
5	構成人員及び世帯数	人 世帯
6	回 収 品 目	<input type="checkbox"/> 紙類 <input type="checkbox"/> 布類 <input type="checkbox"/> アルミ缶・スチール缶 <input type="checkbox"/> リターナルビン
7	年 間 実 施 計 画	<input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> 隔月(年 回) <input type="checkbox"/> その他()
8	奨 励 金 振 込 先	銀行 信用金庫 農協 支店
		口座番号 普通・当座 第 号
		フリガナ
	名 義 人	

6. Q&A

Q1. 最初に何をしたらいいの？回収頻度は？

A1. スムーズに回収するために役割分担を決め、人手が何人くらい必要なのか話し合いましょう。回収する資源物・回収業者・日時・場所を決め、チラシや回覧板などを通じてPRし、多くの人に協力を呼びかけてください。月1回か2回程度定期的の実施することが、大きな成果につながります。

Q2. 回収日、回収場所を決めるポイントは？

A2. ① みんなが知っている分かりやすい場所

② 回収車が入りやすく、交通を妨げない安全な場所

③ 分類・整理ができる広い場所

※やむを得ず集積所を利用する場合は、通常の定期資源回収の日（曜日）を避けてください。回収後に出された物、また回収できない物が出された場合は、実施団体に引き取っていただきます。

Q3. どういった回収業者を選べばいいの？

A3. 回収業者は、富士見市集団資源回収取り扱い登録業者の登録がある業者に限られます。登録業者は富士見市HPに掲載されていますので、参照ください。

Q4. 地域の集積所に出ている資源物（紙類、布類、ビン、カン）を集団資源回収として収集していいですか？

A4. 「富士見市廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する条例」の中で、「集積所に排出された資源物（新聞・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック・布・びん・かん等）の所有権は富士見市に帰属し、富士見市又は富士見市が指定する事業者以外のものは収集・運搬してはならない」と規定されています。集積所に出ている資源物の所有権は市に帰属しますので、集団資源回収として集めることはできません。集積所から資源物を持ち去ることは、窃盗罪に該当しますので市民から通報があった場合は、警察に届け出します。

*月曜日から土曜日の間に資源回収を実施する場合は、「集積所を資源回収場所」として利用をしないようにして、近隣住民から誤解されないようにしてください。

Q5. 市外から持ち込んでもいいですか？また、家庭以外から出される資源をもらって集めてもいいですか？

A5. 市内の家庭から出る資源のみが対象です。事業者（会社、スーパー、コンビニ、学校、幼稚園、保育園など）から資源をもらい集めることはできません。

Q6. 回収業者に戸別回収を依頼し集団資源回収としてよいですか？

A6. 富士見市集団資源回収実施団体奨励金交付要綱の第1条で、「再利用できる資源(以下「有価物」という。)を集団で自ら回収する団体に対し、奨励金を交付する」と規定しています。したがって、趣旨と異なる回収方法ですので、奨励金の対象とはなりません。

Q7. 「オフィスや商店等から資源回収してはいけない」というのはなぜですか？

A7. ごみ処理に関わる最も重要な法律「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)」において、ごみは2つに大別されます。1つは日常生活を営む上で出る家庭系、もう1つは事業活動(仕事)をする上で生じる事業系です。このうち事業系ごみは、事業者の責任で処理するように規定されています。つまり、事業によって発生したごみは、例え資源化目的であっても、他者に処分の責任を負わせることはできないのです。

7. 資源の出し方

	内 容	出し方
紙 類	新聞とチラシ	ひもでしばる
	ダンボール	ひもでしばる
	飲料用紙パック、 雑がみ (パンフレット、コピー用紙、包装紙、 紙袋、包装箱、ボール紙、封筒、シュレ ッターなど)	洗って開き乾かしひもでしばる
	雑誌・本類 (本や辞書、教科書、パンフレットや広報 類、雑誌、カタログ)	ひもでしばる
布 類	毛布、シーツ・タオル、衣類	たたんでひもでしばる
金属類	アルミ缶・スチール缶	中を洗う
リターナ ルビン	酒・醤油等の一升ビン、ビール・コーラ等 のビン	中を洗い王冠、キャップ、コ ルク等を取り除く

※回収業者が、上記の物を取り扱っているか確認の上実施してください。

【注意事項】

(紙 類)

○石けん・線香の箱などにおいの付いた紙や汚れている紙、あぶら取り紙、油紙、写真、点字用紙、感熱紙、洗剤の箱、紙おむつや使用済みのティッシュ、汚れた食品容器は該当しません。

○紙以外の異物（金具、ビニール、セロファン等）は取り除く。

(布 類)

以下の物は資源となりません。

○使い古したものの、濡れたり汚れたりしているもの

○座布団、枕、足ふきマット、便座カバー、雑巾、ペット用毛布など

○着物、ダウンジャケット、半てん（羽毛、綿、スポンジなどが入ったもの）

○会社の制服、ユニフォーム、作業着

○布団、じゅうたん、マットレス、ホットカーペット、電気毛布